

(仮称) 子どもの権利条例素案の 基本的な考え方(骨子)にご意見を

～子どもが夢と希望をもち幸せに暮らせるまちをめざして～

子どもの権利条例素案の骨子ができましたので、11月15日(土)から市民のみなさまに公表し、意見を募集します。

条例素案の骨子は、学校関係者、関係団体代表、公募市民委員などから構成された私たち権利条例検討委員会が、平成18年1月に市長より諮問を受けて、3年にわたり、議論し検討してきたものです。

権利条例検討委員会において、「権利と義務は表裏一体」、「わがまま論」や「虐待や体罰」などについて、色々な意見があり、議論が白熱したこともありました。

権利条例検討委員会として、北広島の子どもの現状と課題を把握するため、市内の保育園、児童養護施設やこども発達支援センターなどを訪問したり、保育園・幼稚園の園児や保護者、小・中・高校生や保護者、市民モニターなどにアンケート調査を実施し、市民フォーラムや学習会も行いました。また、市内の小中学生と高校生で構成される子ども会議を開催し、子どもの権利について話し合っていたいただき、子ども自身の思いが込められた提案をいただきました。

今後、市民のみなさまからお寄せいただくご意見を考慮してさらに検討を行い、最終報告書(素案)として北広島市に提出する予定です。

また、みなさまからお寄せいただいたご意見などの概要は、それらに対する北広島市子どもの権利条例検討委員会の考え方と併せて、ホームページなどで公表します。

【意見募集期間】

平成20年11月15日(土)から平成20年12月15日(月)

【提出方法】

郵便、ファクスまたは電子メールにて、ご意見を送付してください。

★ご意見の提出にあたっては、お名前・ご住所をご記入ください。(公表する際には、お名前・ご住所は公開いたしません。)

★電話・口頭での意見の提出は受け付けできません。

★意見を提出できる人★

この条例における市民の定義にあてはまる人、住民票を有する人のみならず市内で活動する人すべて

【提出先・問合せ先】

〒061-1192

北広島市子どもの権利条例検討委員会

事務局 北広島市保健福祉部児童家庭課内

電話 011-372-3311 内線 814 ファクス : 011-373-6805

電子メール jidou@city.kitahiroshima.lg.jp

こ けんりじょうれい きたひろしま こ
子どもの権利条例は、北広島の子
どもたちがゆめ きぼうをもちしあわ ぐ
らすための大切な約束事です。子
どもたちみんなにかかわることだ
から、みんなからのいけん
たいせつ
大切です。
じょうれい ないよう わ か
条例の内容を分かりやすく書いた
しょうちゅうがくせい む がっこう
小中学生向けのパンフレットを学校
はいふ いけん かんそう
で配布しています。意見や感想を
か おく
書いて送ってください。

★条例素案(骨子)の全文と解説をご覧になりたい方は市のホームページで閲覧できます。

(ホームページ <http://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/>)

また、出張所・連絡所等でも配布しておりますので、ご利用ください。

条例に盛り込むべき内容

条例前文には、条例制定の趣旨が書かれています。

子どもにとって大切な「子どもの権利」の基本的な考え方を明らかにしており、子どもを取り巻く大人や団体の役割を示しています。

条例前文

すべての子どもは、生まれたときから尊ばれ、世界でたった一人のかけがえない存在として、幸せに生きる権利をもっています。この権利は、人間が長い歴史の中で大変な努力をして手にしてきたものです。

子どもの権利が守られるためには、平和で豊かな環境と大人の深い愛情や理解が必要です。

また、子ども自身が、自分の権利を正しく理解し、自分で判断し、意見を述べ合い、自信とほこりをもって生きることが大切です。

この経験を通して、他の人の権利を大切にし、互いに尊重し合う力を身につけ、責任をもって行動できる大人へと成長していきます。

大人は、子どもをあらゆる差別や暴力から守り、子どもと誠実に向き合い、子どもの思いを受けとめ、子どもの最善の利益のために、ともに考え、支えていく責任があります。

子どもは、大人とともに北広島市をつくっていくパートナーです。子どもが参加し、子どもの視点を大切にしてつくられたまちはすべての人にとってやさしいまちとなります。子どもは、責任ある社会の一員として尊重され、大人とともに北広島市のまちづくりを担っていきます。

私たちは、北広島市が平和を願うまちであることにほこりをもっています。平和を誓うまち北広島市において、子どもは将来へ向けて社会を築いて行く未来への希望であり、平和の灯りをいつまでも絶やさないために、大切に育んでいかなければなりません。そのために、大人は、子どもの身近な場所に、安全に安心して過ごすことができ、楽しく遊んだり学んだりできる「居場所」をつくるよう努力しなければなりません。

私たち北広島市民は、子どもが夢と希望をもち幸せに暮らせるまちをめざし、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、北広島市子ども権利条例を定めます。

○この条例素案（骨子）は、前文と8章建ての31条の条文から構成されています。

第1章 総則

第2章 子どもの権利

第3章 子どもの生活の場での権利の保障

第4章 子どもの参加のしくみ

第5章 相談及び救済

第6章 市の施策

第7章 子どもの権利の保障状況の検証

第8章 雑則

(1) 条例の目的

この条例は、日本国憲法および児童の権利に関する条約に基づき、市民への子どもの権利の理解を通して、子どもの最善の利益を第一に考えながら子どもの権利を保障することを目的とします。

日本国憲法および児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考え、子どもを育むことが大切です。

そのため、大人や子どもが子どもの権利についての理解と認識を深め、子どもが夢と希望をもち幸せに暮らせるまちをめざして、子どもの権利を保障することが必要です。

(2) 定義

条例における用語を次のとおり定義しています。

①子ども

市内に居住または通学、通勤している18歳未満の人と、高等学校等の学びの施設に通学する18歳の人をいう。

北広島市内に住んでいる子どもや通学・通勤しているなど、北広島市とかわりがあるすべての子どもにも適用されます。ただし、条例の適用範囲は、北広島市内に限られます。子どもの範囲については、子どもが生まれてから自己形成にいたるまでの時期に着目し、18歳としました。但し、条例の対象となる人と対象とならない人が混在することを避けるため、18歳に達した高校生も対象に加えることとしました。

②保護者

親及び児童福祉法に規定する里親または保護受託者、その他親に代わり子どもを養育する人をいう。

③市民

住民票を有する人のみならず、市内で活動する人すべてをいう。

市民とは、住民票を有する人のみならず、北広島市内で働く人や学ぶ人など、活動を行う人すべてをいいます。

④育ち・学ぶ施設

児童福祉法に規定する施設、学校教育法に規定する学校、その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設をいう。

育ち・学ぶ施設とは、設置者の公私を問いません。「児童福祉法に規定する施設」については児童養護施設や保育所などがあります。「学校教育法に規定する学校」については、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などがあり、「その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設」とは、認可外保育施設、学童クラブ、児童センター、公民館、図書館、体育館などをいいます。

⑤施設関係者

育ち・学ぶ施設の設置者、管理者、職員等をいう。

(3) 大切に守られるべき子どもの権利

子どもの権利については、「児童の権利に関する条約」で、4つの権利、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」とされています。検討委員会では、この条約を基本として、北広島市の子どもの現状を踏まえ、特に保障されなければならない権利を取り上げました。

子どもが生きていくために基本となる権利を、条約でいう「生きる権利」を前提としながら①「安心して生きる権利」としました。次に、②「守られる権利」は子どもが、一人ひとりが違う存在であることを認められ、その個性が大切にされ、自分の持っている能力に気づき、その力を十分に発揮することができると思えました。更に、①②の基本的な権利が保障されて、子どもは③「健やかに育つ権利」が保障され、遊ぶ・学ぶなどさまざまな体験をとおして成長していくことができます。また、④「参加する権利」を保障することは、子どもが自らの意志や意見を安心して表明し自分を育てていくことと、子どもが社会を構成する一員として社会に参画することで、子どもにやさしいまちにつながると思います。そして、⑤「支援を受ける権利」を保障することは、社会的、経済的だけではなく、身体的、精神的なことにかかわらず、子どもの置かれた状況に応じて、一人の人間として生き成長をしていくにあたっての必要な支援を受けられることとなります。

①安心して生きる権利

- ・平和と安全な環境のもとで安心して生きることができます。
- ・かけがえのない存在として愛情と理解を受けて育まれます。
- ・健康な生活が守られ、適切な医療を受けられます。
- ・差別や暴力、いじめを受けることなく安心して生きることができます。

③健やかに育つ権利

- ・年齢や発達に応じて「子どもの権利」を学ぶことができます。
- ・遊んだり、休んだり、のびのびと育つことができます。
- ・さまざまな人や自然とのふれあいや多くの文化、運動、スポーツの中で、自分の力を伸ばし健やかに育つことができます。
- ・社会とのかかわりの中で育ち、自分の幸せな未来の実現に向けて、自立していくことができます。
- ・ありのままの自分であること、安心して人間関係を作りあうことができる居場所が確保されます。

②守られる権利

- ・あらゆる権利の侵害や危険から守られます。
- ・個性が認められ、人格が尊重されます。
- ・自分の持っている能力に気づき、能力を伸ばすよう支援されます。
- ・プライバシーやほこりが守られます。

④参加する権利

- ・自分の意見を表すことができ、その意見が尊重されます。
- ・地域活動などの場において意見が適切に反映されます。
- ・意見を表すために、年齢・成長にあわせ必要な情報の提供や支援が受けられます。
- ・仲間をつくり、仲間と集うことができます。

⑤支援を受ける権利

- ・誰もが等しく権利を大切にされるために、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができます。

(4) 広報及び権利の普及

子どもの権利を守るためには、子どもの権利の普及啓発に努めます。

子どもの権利についての関心を高め、理解を深めるため、11月を「子どもの権利月間」とします。

(5) 子どもの権利を保障する責務

子どもを取り巻く環境が大きく変わるなかで、大人は、子どもをあらゆる差別や暴力から守り、子どもと誠実に向き合い、子どもの思いを受けとめ、子どもの最善の利益のために、ともに考え、支えていく責任があります。

また、検討委員会では、子どもは、大人の支えが必要なだけでなく、子どもが自分の力で考え、いろいろな経験をとおして成長する必要があり、子どもたちが互いの権利を尊重しあうことの大切さを大人が教えるべきであると考えています。

保護者の責務

- ① 保護者は、子どもの成長と養育についての責任を第一に負うべき存在であることを認識し、子どもの権利を保障します。
- ② 保護者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた支援をしなければなりません。

学校等の設置者及び管理者の責務

- ① 施設関係者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた支援や指導をしなければなりません。
- ② 施設関係者は、体罰をおこなってはなりません。
- ③ 施設関係者は、子どもの豊かな人間性と多様な能力を育む重要な場であることを自覚し、子どもが子どもの権利について理解し、意見を表明する機会を設けたり、支援に努めます。
- ④ 学校においては、人権教育や子どもの権利について学習する機会を設けます。

市民の責務

- ① 市民は、地域の人や自然や社会や文化との関わりの中で、子どもが健やかに成長していくことを認識し、子どもの権利を保障します。
- ② 市民は、虐待や犯罪などから子どもを守り、安全で安心な地域づくりに努めます。
- ③ 市民は、子どもが地域の一員であることを認識し、子どもが地域活動に参画できるよう努めます。

事業者の責務

- ① 事業者は、雇用している子どもの権利を保障します。また、被雇用者の子どもの権利も保障します。

市の責務

- ① 市は、子どもの権利を保障し、子どもを支援するため、保護者、市民、施設関係者、事業者がそれぞれの責務を遂行するよう、必要な支援を行います。
- ② 市は、子どもの権利を保障するため、子どもにとって最善の方法は何かを考え、子どもに関する施策を推進します。
- ③ 市は、子どもが子どもの権利を正しく理解し、意見を表明する機会を設けます。

(6) 救済委員制度

子どもの権利の保障を実効あるものにするために、子どもの権利を侵害したり、その恐れがある場合に、いつでも相談でき、内容によっては救済を講じることができる、行政機関から独立した第三者性を有する救済委員を設置します。

救済委員の定数、任期等

- ①定数 3人
- ②任期 3年
- ④人権、福祉、教育分野において識見を有する人のうちから、議会の同意を得て選任されます。

相談員

救済委員の下に、救済委員の活動を補助する、子どもの権利に関し識見を有する相談員を置きます。

③調整機能

申し立てに基づき、当事者双方に対し、助言や代弁、あっせんなどを行い、解決方法をいっしょに考えます。なお、救済の申し立てがない場合、救済委員の合議により、調整を行います。

⑤是正要請機能

道立学校や民間施設、個人など市の機関以外のものに対し、是正の措置を講ずるよう要請します。

調査・調整対象外

- ①判決、裁決等により確定した事案または係争中、審議中の事案
- ②議会に請願または陳情している事案
- ③調査及び調整の同意が得られないとき（ただし、子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員の合議により同意を得る必要がないと認められるときは、この限りではありません。）

①相談機能

権利侵害の相談を受け、必要な助言や支援を行います。相談は、電話、面接、手紙や電子メールで行うことができます。

②調査機能

個別救済について申し立てを受けて、子どもの権利の侵害に関する救済を図るために必要な限度において、関係資料の提出や説明を求め、事実確認の調査を行います。なお、救済の申し立てがない場合、救済委員の合議により、調査を行います。

④勧告機能

市の機関に対し、調査・調整の結果、必要があると認められるときは、是正の措置を講ずるよう勧告するものです。

⑥公表機能

④勧告や⑤是正要請の内容、その結果措置した状況について、救済委員の合議により、公表することができます。公表は、特定の個人・施設を明示しない方法で執り行います。

(7) 市の施策

子どもの権利を保障するため、子どもに関する基本的な市の取組を明示し、条例の実効性を図る必要があります。ここでは、特に重要な取組を掲げています。

①子ども会議

市は、子どもに関係することを決めるとき、子どもが意見を表明する場として子ども会議を設置し、子どもが主体的に参画し、意見表明し、子どもの意見が反映されるよう努めます。

②子どもの居場所

市は、子どもが安全に安心して過ごすことができ、楽しく遊んだり学んだりできる「ほっとできる居場所」の確保と充実を図ります。

③子育て・子育て支援

市は、保護者が安心して子育てができるよう子育て家庭を支援して、子どもの権利を保障し、子どもの育ちを支えます。

④虐待などの防止及び救済

市は、子どもの権利が侵害されないよう、保護者、市民、学校関係者などと連携し対応します。

⑤推進計画の策定

市は、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北広島市子どもの権利に関する推進計画（以下、「推進計画」）を策定します。市は、推進計画の策定するとき、権利検証委員会の意見を聴きます。

⑥推進計画の施策

- (1) 子どもの権利に関する情報の提供や啓発
- (2) 保護者への子どもの養育に関する支援
- (3) 育ち・学ぶ施設での子どもの権利に関する学習の推進
- (4) 子どもの社会参加の場の確保
- (5) 安全で文化的な環境の整備
- (6) 子どもの権利の侵害に対する相談、救済体制の整備及び支援

(8) 子どもの権利推進体制の整備

子どもの権利条例を確実に推進するため、推進計画を策定し、人権、福祉、教育などの専門家や市民からなる北広島市子どもの権利検証委員会を設置し、市の推進計画について調査審議し、子どもの権利の保障状況を評価・点検する体制を作ります。

①権利検証委員会の設置

市は、この条例に基づく施策の実施の状況を検証し、子どもの権利を保障するために、検証委員会を設置します。検証委員会は、10人以内の委員で組織し、任期は3年とします。

②施策の状況報告の尊重と公表

市は、検証委員会からの報告を尊重し、報告を速やかに公表します。

検討委員会のこれまでの道のり

平成 18 年 1 月	「北広島市子どもの権利条例検討委員会」発足（1 月 26 日）
3 月	各検討委員の認識を共有（ブレイン・ストーミング）
4 月	部会制の導入
	①幼児・親部会、②小・中・高校生部会
	③子どもの指導者部会、④地域部会の 4 部会
5 月～8 月	子どもたちの現状と課題について議論
9 月～12 月	幼児・親部会が市内の保育園・児童養護施設などを見学
	各部会ごとに、子どもの現状認識のためアンケート調査案を検討
	18 年中検討委員会 9 回開催
平成 19 年 1 月	部会アンケート調査実施（幼児親部会、子どもの指導者部会）
	市政モニターアンケート実施
2 月	部会アンケート調査実施（地域部会、小・中・高校生部会）
3 月	市民フォーラム開催
4 月～6 月	部会アンケート調査分析結果報告
	条例素案作りに向けた今後の方向性を検討
8 月～10 月	部会解散。条例素案作りのため、小委員会を発足 （起草、条例啓発、子どもに関する小委員会）
	子どもから意見を聴くため、子ども会議のメンバー募集
	各小委員会の進捗状況確認、先進地視察研修報告（白山市）
11 月	子ども会議発足（12 名）
12 月	青春メッセージ人権セミナーを開催
	第 2 回子ども会議開催
	19 年中検討委員会 10 回開催
平成 20 年 1 月	第 3 回子ども会議開催、
2 月	第 4、5 回子ども会議開催、学習会「救済制度について」
3 月	条例素案のたたき台を報告
	20 年 1 月～3 月までに検討委員会 3 回開催
4 月～7 月	起草小委員会で素案の検討整理
	全体委員会で今後のスケジュールや条例素案検討
	検討委員会 4 回開催
7 月～9 月	条例素案の基本的な考え方を公表し、市民からの意見を募集
11 月	ご意見を整理し、北広島市へ条例素案として提出予定
12 月～3 月	

子どもの権利条例検討委員名簿（平成 20 年 9 月末現在 17 名）

○浅見 千秋	○有好 則子	○飯部 紀昭（委員長）
○川向 康文	○桑原 章子	○佐藤 将（副委員長）
○佐藤 みどり	○杉村 恵利子	○高橋 ゆかり
○田中 政昭	○中村 栄子	○野部 留美子（副委員長）
○日諸 磨利	○古野 正喜	○三浦 直登
○矢崎 美香	○山根 仁美	（五十音順）